

## 令和7年度十和田市畜産飼料価格高騰対策支援給付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 市は、飼料価格の高騰により、厳しい経営状況となっている畜産農家を支援するため、予算の範囲内で令和7年度十和田市畜産飼料価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (給付対象者)

第2条 給付金の支給を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、教育機関及び学術研究機関を除く。

- (1) 市内に住所又は事業所を有する個人及び法人で、市に対して家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の4第1項の規定による定期報告を実施していること。
- (2) 令和7年4月1日から申請日まで畜産業を営んでおり、次年度以降も畜産業を営む意思があること。
- (3) 令和6年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和7年度の市税の滞納（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項若しくは同法第15条の4第1項に規定する徴収猶予の期間中である者、同法第15条の5第1項若しくは同法第15条の6第1項に規定する換価の猶予の期間中である者又は分割納付の誓約者（申請年度中に市税等の完納が見込まれ、市長が納付誓約書を受理したものに限る。）であって納付計画のとおり納付されている者を除く。）がないこと。
- (4) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

### (給付金の額)

第3条 給付金の額は、個人にあっては5万円、法人にあっては10万円とする。

(給付金の支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度十和田市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあっては、市内に住所を有していることが分かる書類
- (2) 法人にあっては、市内に事務所を有していることが分かる書類
- (3) 令和7年4月1日から申請日までの間、畜産業を営んでいることが分かる書類
- (4) 令和6年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和7年度分の市税等に滞納がないことを証する書類
- (5) 通帳等の写しその他の給付金の振込口座を確認することができる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する第1項第1号及び第4号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 第1項の申請は、1年度につき1度に限るものとする。

(申請受付期間)

第5条 給付金の支給に係る申請の受付期間は令和8年2月27日までとする。ただし、病気その他の理由により、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

2 郵送による提出の場合は、受付期間内の消印のあるものを有効とする。

(給付金の支給の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の支給の可否を決定し、令和7年度十和田市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。